

平成23年度第3回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成23年12月16日（金）午前10時～午前11時45分
- 2 開催場所 春日井市役所3階 304・305会議室
- 3 出席者

【会長】

向 文緒（中部大学）

【職務代理人】

田代 波広（圏域アドバイザー）

【委員】

森長 研治（愛知県心身障害者コロニー）

林 幸児（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）

市川 潔（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

恩田 享之（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

佐々木 はるみ（春日井保健所）

佐藤 龍史（春日井公共職業安定所）

戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）

河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）

藤原 博恵（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）

伊藤 功一（春日井市社会福祉協議会）

【事務局】

西澤 章（障がい福祉課長）

丹羽 勝彦（障がい福祉課長補佐）

清水 栄司（障がい福祉課主査）

近田 政典（障がい福祉課主任）

松本 えみ（障がい福祉課主任）

【傍聴】

3名

- 4 議題

春日井市障がい者総合福祉計画の改定について

5 会議資料

(1) 春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する意見1【資料1】

(2) 春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する意見2【資料2】

6 議事内容

議事に先立ち、障がい福祉課長より挨拶。

（会長）始めに、今回の定例会が繰り上げて開催となった経緯と先日開かれました運営会議の内容について事務局から説明をお願いします。

（事務局）前回の協議会において、中間案をお示しし、委員の皆様から意見をいただきました。その後、パブリックコメントの実施にあわせ中間案を大きく変更したため、再度皆様から変更後の中間案に対する意見を市に提出していただき、12月14日に開催されました運営会議において、それらの意見から、これまでに自立支援協議会の中で協議されてきた内容の意見を抽出いたしました。本日の協議会は、抽出された意見についてご協議いただき、本協議会としての意見として承認を得て、市に提出していただくことを目的としております。

運営会議において抽出されました意見は、お手元の資料にありますとおり2点ございます。1点目は「生活支援の現状と課題について」、2点目は「障がい者の相談支援について」です。ご協議のほどよろしくをお願いします。

（会長）それでは、運営会議において自立支援協議会の意見として取り上げることにいたしました2つの意見について、それぞれの意見を提出された委員から説明をお願いいたします。始めに河野委員、続いて田代委員からお願いします。質疑応答につきましては両委員の説明が終わってからお願いいたします。

（河野委員）資料1に基づき説明。

（田代委員）資料2に基づき説明。

（会長）ありがとうございました。ただいま両委員から説明がありましたので、質疑に入りたいと思います。まず、河野委員の意見についてですが、相談支援事業及び地域生活支援事業の実績を踏まえ、意向があるにもかかわらず利用が進まない現状があること、また、そのように利用が進まない要因を検討する必要があることを計画の中で明確に触れて欲しいという意見です。これについて質問や意見はありませんか。

（林委員）相談支援事業も移動支援も年々使いやすいものになってきていると思いますが、河野委員のご説明のとおり、実態として利用が進んでいないのであれば、どこにその原因

があるのか検討する必要があると思います。

(市川委員) 地域生活支援事業について、サービスの周知はされてきましたが、サービスを提供する事業所が不足しており対応しきれていないことが計画の数字に表れていると思います。行政から事業所に対して、サービスを充足する動きを活発にするようにという促しをしなければ、事業所がサービスを増やしていくことは難しいと思います。抽象的な部分ではありますが、河野さんのご意見のとおり、利用の促進について計画に掲載することで事業所の意識付けもできると思います。

(会長) まだまだ抽象的ではないかというご意見でしたが、是非こういうふうにするとうい意見等がありましたらお願いします。続いて恩田委員いかがでしょうか。

(恩田委員) 在宅の方ということになるのでしょうか。そうしますと特に意見はありません。

(会長) 特になければ、田代委員の意見に移りたいと思います。何かご意見やご質問はありませんか。

(佐々木委員) 私も中間案に対する意見として、相談支援事業について、計画どおりの相談員数ではやりきれないのではないかという意見を提出しました。精神の分野について、実態を少しお話しますと、先日、障がい者週間ということで、市の広報に各相談支援事業所のPRが掲載されました。それを見て電話をしたけれども電話が繋がらないという方や継続的にまあるで相談をしているけれど、次の予約を取るための電話が繋がらないという方が保健所へ電話をしてきたケースがありました。

(会長) 電話が繋がらないという意見でよろしいでしょうか。この協議会でずっと課題になっていることですね。それらも踏まえて田代委員からは、相談者数の伸びのわりに相談件数が伸びていないということデータを資料に示していただきました。利用者のニーズに十分答えられているか、質の低下が起り始めているのではないかという心配があり、これまでの実績から相談員1人当たりの相談者数と件数を鑑みて、概ね11名から12名の相談員数が望ましいのではないかというご意見でした。他にありませんか。

(林委員) 私も相談支援事業について意見を提出いたしました。中間案の7ページから10ページに、手帳の所持者数等の推計が示されています。これによると全体的に所持者数の増加が予測されており、その増加分だけを見ても相談支援事業に影響が出てくるのではないかと感じます。そのような予測が立つ中で36ページの現状と課題に、「障がい者生活支援センターにおいても、障がいのある人やその家族が生活上の課題について気軽に相談

でき、満足できる体制を充実させることが必要です」とあり、中間案にある現行のままの相談員数との整合性が取れていないと考えます。

(会長) 手帳所持者数の伸びが推測される中で、利用者のニーズも当然増えていくだろう、36ページの課題でも体制の充実が必要と言われているにもかかわらず中間案では、相談支援体制についての変化が見られないというご意見でした。他にはいかがでしょうか。

(藤原委員) 中間案では、平成24年度から平成26年度までの相談員数の見込みが9名になっており、それを11名から12名ぐらいにという田代委員のご意見だったと思いますが、その人数で今の課題が解消されるのか疑問に思いました。相談支援の質についても十分大事だと思います。相談は長年かけて信頼関係を築くことが1番だと思います。せっかく信頼関係を築いても支援者が変わると、また一から信頼関係を築き直さなければならない利用者もあります。9ページの精神障がい者の手帳所持者数は、平成23年度は1465名ですが、平成27年度には1943名とあり、平成27年度には手帳の所持者数が知的障がい者の方々を抜く予測となっています。この中間案にも厚生労働省が精神疾患を4大疾病に追加し、その5大疾病においてもその患者数は他の疾病患者をはるかに上回っている現状があると書かれています。今までにも精神障がいの人たちがサービスに繋がりにくいという意見を私たちは述べさせていただいていますが、相談支援にも一人一人違う段階があり、それぞれの段階にあった相談支援を受けることで、そこからサービスに繋がるという形があると思います。まずは、気楽に相談ができるという体制がなければ、いくら立派な福祉サービスがあっても利用に繋がらないという現状がありますので、本当に相談員の数だけを増やせばいいのだろうかと考えます。システム等いろいろな問題があるかと思いますが、そのあたりはどのように考えられているのかお伺いします。

(田代委員) 藤原委員のご発言のとおりだと自分も感じています。ただ、相談員を増やせば解決するのかという問題ではありません。相談支援事業だけの問題ではなく、他の社会資源の充実が影響するものだと考えています。今回の意見については、相談支援事業所と相談員数に着目しますが、他の状況も含めて今後、第2次障がい者総合福祉計画がどのように推進されていくのか、この自立支援協議会から進捗状況を見守る必要があると思います。自立支援協議会の役割は重要なものであるとひしひしと感じました。

(佐藤委員) 私どもハローワークでは、日頃から職業相談を実施していますが、ご指摘がありましたように、相談というのは100人の失業者が来れば、100人に対応する職員を置かなければいけません。そういったことから、相談支援体制については非常に厳しい

状態にあるわけですが、障がい者に関するカウンセリングには質の問題もあると考えます。私どもは職員に対して研修を行っていますが、精神障がい者への対応は非常に難しいということで、現在、月に1回、PSWの方に来ていただいて相談を受付けています。別のハローワークでは、心理カウンセラーを配置しているところもあります。障がいには、身体、知的、精神とあるのですが、それぞれの相談に対応できる職員の質を高めるということは必要です。相談員数が不足しているという問題がありますが、相談をしても、問題が解決されなければその方は、『ここに来ても駄目だった』とってしまうわけですね。ですから、回答が出せる相談員が必要になるのではないかなと思います。量と質の両面については触れられていませんでしたので、例えば、精神障がい者の方にはPSWの方を派遣しますとか、心理カウンセラーを配置しますというような提案をしていただくのもよろしいのではないかと思います。

(会長) この障がい者総合福祉計画の改定にあたって行われたアンケート自体が扱っているものも量的なものが多く、中間案においても量的に示されているので、自立支援協議会で話題になる質のところまではなかなか触れられていないということがあります。これについてどのように自立支援協議会から提言していくかということですね。

田代委員の意見は量的なところにアプローチしていくものだと思います。それに加えて、藤原委員の意見は、精神の分野について言えば、相談には時間をかけた信頼関係の構築が必要であるし、その人のライフステージであるとか、家族の受容の段階であるとか、そういう段階に合わせた相談が必要なので、質の評価が大事なんだという意見だったと思います。

今、皆様のご意見を伺っていますと、この自立支援協議会で相談支援事業について評価をしていく時には、件数等の量的な評価にとどまらず内容的に見ていくという機会を作っていく必要があるのかもしれないと思いました。そうすると、この自立支援協議会でそういう質的な評価の蓄積を持って、次の計画の改定時には意見を言えるように用意しておく必要があると思います。自立支援協議会としての課題を感じさせられたなと思いました。

佐藤委員の意見は、そういう質を向上させるために職員の研修であるとか、専門職を置くということについて触れられないかというものであったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(佐藤委員) はい、専門職の配置が理想的だろうと思います。

(会長) 先ほど市川委員から河野委員の意見について、まだまだ表現が抽象的だという意見がありました。ここは少し具体的に専門職を置くと入れ込んだ方がよろしいでしょうか。

(河野委員) 今の相談支援のことに言えるならば、37ページにあります②のクに「相談支援事業の相談体制について検討します」という表記があり、ここに期待したいと思います。

人数を増やすだけで、果たして問題が解決されるかという疑問は、藤原委員だけでなく、他の皆さんも感じていらっしゃるのだと思います。人を増やせば全て解決なのかということではなくて、今の段階でも人が足りない状態なので、人員を増やしていただきたいという希望です。ただし、闇雲に増やすのではなく、例えば、前から少し話題に出ている基幹相談支援センターの設置を検討しながらそこに専門職の人を置くようにするという目的を持った人数の増やし方であつたらいいと思います。

(会長) 現状と課題のところにはありませんが、只今、河野委員から説明があつたように37ページの②クやウの「サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます」と文言がありますので、先ほどの佐藤委員の意見についてはこういうところで盛り込まれているという認識でよろしいでしょうか。

(佐藤委員) そのような説明があれば結構だと思います。

(佐々木委員) 中間案の具体的施策には、「〇〇のようにフォローして△△します」というように書かれていますが、具体的にこれを実施する主体はどこなのかということがよく分かりません。前の計画を読んで比較してみましたが、前の計画でも「〇〇します、△△します」と書かれており、例えば、精神の部分だと「グループホーム、ケアホームの充実に重点的に取り組みます」とあるのですが、結局、一つも整備されていないのが現状です。なぜ整備されなかったのでしょうか。先ほどの河野委員の意見にもありましたが、分析がされていないと思います。計画に書いてあるだけでは施策は進んでいきませんので、具体的にどこがどのように進めていくのかということが重要だと考えます。

(会長) ただいまの意見を伺いますと、田代委員の意見からはかなり発展していますので、別の意見になるのではないかと思います。つまり、具体的施策についてはその担当部署を明確にする、その実施主体を明確にすることが望ましいという内容でした。

もう一度田代委員の意見に戻りまして、何か意見や質問はございませんか。特になければ、まずは両委員から提出された意見について承認をいただきたいと思います。

(河野委員) 田代委員の意見はこの資料のまま市に提出することになるのでしょうか。この資料では、全体の相談員数が11人ないし12人が望ましいという提言内容になっていますが、今、皆さんから意見が出された相談員の質の部分については触れられていないと思ったからです。

(会長) そうですね。河野委員の作成された意見書はかなり提出しやすい形になっていますが、田代委員の意見書は情報ですので、ここで皆さんに承認していただいた意見をまとめて文書にしなければいけないと思います。事務局から提出の方法について何か方針はありますか。

(事務局) 計画に対して、『この部分を、このようにしてください』という形でご意見をいただきたいと思います。

(会長) そうしますと、田代委員の意見については、皆様からの意見を取り入れたものをまず口頭で作る必要があります。それからその意見を会議録等から文章化していくという作業になります。

取りまとめが難しいため、先に河野委員の意見について承認を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、河野委員の意見について承認をいただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(会長) ありがとうございます。河野委員の意見については全会一致で承認が得られました。

続きまして田代委員の意見についてももう一度整理させていただきますと、資料の表1にあるとおり過去4年間の推移からは、相談者数及び相談件数が増加傾向にありますが、表3では相談者数の伸び率のわりに相談件数の伸び率が低いというデータが示されています。このようなことから、相談ニーズに十分に応えられているか疑問であり、また、質の低下が起り始めているのではないか、相談員一人当たりの相談者数、件数から見て質を保証する限界にきているという説明でした。そして中間案の41ページ、障がい者相談支援事業の項目では、相談件数の見込み量は増加の傾向にあるにもかかわらず、相談員数は増加していません。質を保証するためには相談員数を増加することが望ましく、資料の表4、表5から相談員1名あたりの相談者数、相談件数を過去の実績から見て、相談員数は11名ないし12名まで増えることが望ましいと導きだされました。詳細は、このデータを付けるということによろしいでしょうか。

他にも沢山意見がありましたので、それも加えていくということになると思います。例えば、林委員からは中間案の7ページから10ページにあるとおり、手帳の所持者数は増加の一途で、相談ニーズも増加していくことが予測されるという意見、また、藤原委員からは中間案の9ページにあります精神障がい者の手帳所持者数を見ると平成27年度には知的障がい者の数を超えるという意見でした。それらの意見も入れていこうということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

(田代委員) 先ほど承認されました河野委員の意見書のような文面で提出するというのであれば、今、会長がまとめてくださったように、相談員数は平成24年度以降、11名から12名が望ましいという内容を記載し、その他として、専門的な人材の育成や施策の具体的な推進をどこが担っていくのかという意見を追加として載せていいのか、また、会長がおっしゃったとおり別の意見となるのか、そのあたりが整理できればと思いますがいかがでしょうか。

(会長) 市へ提出する意見は、先の運営会議で抽出されました2つの意見に絞った方がいいのか、本日いただいた意見も併せて提出してよろしいのか事務局に伺います。

(事務局) 障がい者生活支援センターの相談員の質ということであれば人数の提言にプラス質の部分も提言していただければよろしいかと思います。ただし、質の確保につきましては中間案の37ページ②のかに、「障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、質の向上を図ります」というように具体的施策として挙げておりますので、他に具体的な提言がございましたらお願いしたいと思います。

(会長) これについて何かご意見はありますか。

(森長委員) 実際に相談にのっている人や現場にいる人の業務は多岐に渡り、特に相談支援事業というのはあたかもオールマイティな存在です。田代委員のご意見について異論をはさむつもりはありませんが、機能的なことから言うと、何人いるからいいというようなものではないはずです。相談支援事業はコーディネートの役割です。今までに自立支援協議会の中で資源表が作られました。資源表というのは、文字通り資源がありますという表です。しかし、それぞれの資源が実際どのように活用されているかは書かれていません。

「〇〇があります、△△があります、××があります」と書いてあるだけです。資源の実態を明らかにして、そこには何が必要で、例えば、ある会議は何を作るために、誰が集まってきているのか、それが見えるような形にするため、今後、実態を明らかにしていかがるを得ないのではないかなと思います。

ここで実際にできないことを議論しても仕方がないと思います。先ほどから相談員の人数を12名にするという意見があります。ここで9名から12名に増えることが決まるのであれば、責任の重い会議だなと思いながら聞いていました。直接には関わりませんが、そんなことを考えていくと、この中間案の中に、例えば、児童発達支援センターという新しい言葉が幾つか出てまいります。児童発達支援センターとは、どこを指しているのでしょうか。今般の児童福祉法の改正を中心とした10月31日の厚生労働省の主管課長会議の資料だけでもこれだけあります。この中身を見ていくと、相談支援事業は24時間対応等といろいろ書かれています。相談支援事業を具体的に24時間どのように実施するのでしょうか。

それから、今まであつとわんさんが受託している相談支援事業というのは、言ってみれば春日井市独自の先駆的な事業だったというように私は理解していました。しかし、これからは国も同じようなものを示しているため、先駆的ではなくなります。今後、市としてどのように整備されていくのでしょうか。

この障がい者総合福祉計画を現時点で出すにあたっては、不透明な部分をもって出さざるを得ないのではないかと思います。それぞれの内容については、どこかでまた具体的にになっていくのだと思っています。

この計画はざくっとしたものを初めから狙っているのでは仕方がありません。しかし、今日、皆さんからいろいろ出てきた意見が本当は一番重要な部分であり、計画を作るための議論ではなくて、具体的な相談支援、地域生活支援事業のあり方について、今後、この自立支援協議会をはじめとしたいろんな場所で足を固めていかなければいけないと思います。これからも国から、具体的な方針がどんどん示されます。それらを読み込んでいかなければいけません。児童発達支援について言えば、児童発達支援センターは知的障がい児通所施設等々にとあります。しかし、現状、春日井市の資源の中にこれに匹敵するものはありません。そうだとすると新しく作るということなのではないでしょうか。後ほど質問させていただこうと考えていましたが、関連事項のため発言いたしました。計画は、現時点のことしか言えないものだと思います。

(会長) ご質問ではなく、ご意見ということですね。計画にある施策は具体的にまだ分からないところもあるし、今、できることについて、意見を出していこうということでした。相談員の数について12名でよいとか、11名でよいということではなく、少なくともその程度は必要であろうということです。それでは、田代委員の意見は、純粹に数について

提言するというところでよろしいでしょうか。

(田代委員) はい、結構です。

(藤原委員) 先ほど、河野委員からも意見が出ていましたが、例えば、基幹相談支援センターというシステムを具体的に意見書に入れていただくことはできないのでしょうか。すでに計画に専門職の配置や支援センターの職員の研修について書かれているということであれば、システムの問題かなと思いますので、体制をこういうふうに整えて欲しいという要望がここで承認されれば、そういう文言を入れていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(会長) ただいまの意見はまた別の意見になりますので、後でもう一度議論をさせていただいてよろしいですか。

では、先に田代委員の意見について、この第2次春日井市障がい者総合福祉計画中間案に対する自立支援協議会の意見として市へ提出することについて承認していただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(会長) ありがとうございます。それでは、全会一致で承認させていただきます。

それでは、先ほどの藤原委員の話に戻ります。基幹相談支援センターを設けることが望ましいという意見が出されましたが、これについて皆様方のご意見を賜りたいと思います。

(田代委員) 中間案の52ページ4番に計画の進行管理について書かれており、この自立支援協議会の名前が出ています。先ほど森長委員の意見を聞いていて、この協議会が計画に挙げられる各事業の実態把握や評価を担う役割があると強く感じました。この中間案が現時点のことしか言えない計画なのであれば、この協議会が今後どのように計画の進捗に携わっていくかが大切だと思います。相談支援事業や地域生活支援事業についての質の部分は、皆さんからいただいた意見も盛り込めるのであればそうしたいと思います。

(佐藤委員) 福祉事業といっても、本来は国が基本的なものを定めているため、地方においてどれくらい裁量があるのか分かりません。相談員の人数の設定は、地方自治体の実情に合わせて行うことが基本だと思います。市にどこまで自由裁量があるのかということと、地方財政が赤字の中、人数を増やして運用していけるのかどうかということを考えます。理想的に人数を増やすのはいいけれども、財政の背景を考えつつ可能かどうかを考えなければいけないと思います。そこを議論する役割は議会かもしれませんが、そういう問題もあるのではないのでしょうか。

(戸田委員) 今回2つの提案がありましたが、父母の会としましては、医療的ケアや住まいの課題についても考えてきました。

福祉サービスの利用ニーズについては、河野委員や田代委員が言われましたように量については計画で、質の部分はこの自立支援協議会で考えることが大切だと思います。その部分をこれからも本当になんばっていきたいと思います。

(河野委員) 今回、2つの意見を認めていただき、市に対して提言できるということは今までにない画期的なことであり、また、当事者の意見が反映されることも当事者団体に属する者として大変うれしく思います。先ほど、私から提案いたしました意見に少し補足させていただきたいと思います。中間案に挙げられる数字がどのように導き出されるのか私たちは知ることができません。そのため、挙げられた数字について検証し、サービスの利用が進まない要因を検討する必要があると申し上げました。例えば、中間案の行動援護の見込み量は、平成24年度から毎年1人ずつ増えていきます。これが本当に利用者のニーズに沿った妥当な数字であるのかどうかを検証させていただきたいという思いがあります。

次に、相談支援に関して電話が繋がらない、相談に行っても相談員が不在であるという問題は当事者側からずっと発信されてきたものです。これらを少しでも解消し、相談支援をよりよいものにしようと考えた時、現状の人数で本当にいいのかと感じました。ただ闇雲に人を増やすのではなく、必要と思える数字をこちらから意見として出せたことがとてもよかったと思います。

(藤原委員) この自立支援協議会の役割は、数値を見るだけではなく、具体的な内容を示すことだと思います。精神の場合、作業所は市内に2か所しかありませんが、定員割れの状態にあり、稼働率は50%くらいです。しかしながら、自宅にずっといる人が8割以上います。なぜサービスに繋がらないのか、なぜ作業所へ行けないのかという原因を深く追求することが必要です。稼働率が低いとサービスに対するニーズが少ないと判断され、社会資源が充実していると考えられてしまいます。この協議会から計画に挙げられる数値では測れない提言ができればと思います。

(伊藤委員) 各委員がおっしゃられた意見に同感します。河野委員から提出された福祉サービスの利用が進まない要因については、この自立支援協議会が相談支援事業所や各専門の部署から出席されている方たちの現場に近い声が聞ける場所だと思います。その意味でいきますと田代委員がおっしゃられたとおり、この自立支援協議会の位置付けがこれからますます重要になってくるのではないかと思います。先ほど、藤原委員がおっしゃられた

ように、サービスがあるけれども使われていない、使われていなければ数をそれ以上増やしていく必要もない、と数的なところでいけばそうなると思います。そうなりますと、例えば、このアンケートの中で相談支援事業所は3割の人たちしか使われていないという数字が出ている。では、後の7割の人たちというのは使う必要があるのか、ないのかどのように考えるべきでしょうか。

また、相談支援事業所というのは、在宅の障がいのある方が、「ちょっと困ったな」と最初に感じた時の窓口だと思います。相談支援事業所が相談を受けた時、相談者のニーズをどう振り分けていくかというのは大変重要な役割です。新規の支援、継続的な支援に対して上手くコーディネートできた事例や難しかった事例、サービスに繋がらなかった事例等あると思いますが、その理由を相談支援事業所や当事者の方から出していただき、この協議会の中で整理し、支援できる体制を作っていく必要があるのかなということ、今日の会議を聞いていて思いました。

(佐々木委員) 今までのお話を聞いていると、精神の部会でも果たしてサービスが不足しているのか、不足していないのか、質の問題なのか、量の問題なのかといったようなことを検討しながらこの4月から進めてきていることを少し思い出しました。部会でも、事業所の方たちは利用者の方のニーズに沿って一生懸命やっておられますので、そういった事業所の方たちからも現場の声を出していただきながら実態を把握して、足りない資源を検討していければと思います。絶対的に不足しているサービスについては、それを整備していくことに向けてより強力に進めていかなければいけないのかなと思います。一つは、今、住まいの研究会ということで動き出しておられまして、今度部会になるのかどうか分かりませんが、そういった取り組みも進んでいるのかなと思います。

(恩田委員) まず計画として挙がってこないと実際にやっていけないわけでありまして、とても有意義な会議でありますし、また、今、皆さんおっしゃられるように誰がやるのかといったところも、ここで話し合っていければ画期的なことだと思います。

(市川委員) 自分のバックボーンを抜きにしてこの協議会の委員として意見を言わせていただきます。この計画はあくまでも木でいう幹の部分だけを決めておいて、枝葉になる具体的な細かい部分はこの自立支援協議会や施策推進協議会へ働きかけていくという形をとればいいのかと思います。計画には本当に基本的なものだけを載せて、そこに載っていない部分はこの協議会の中で「この文章ではこういうことも意味している」と解釈して具体的にそれぞれの施策を進めていければいいと思います。計画が抽象的であったとして

も、少しでも関連したものを載せて自分たちで具体的に実現させていければいいと思います。

(林委員) 今日、全体の流れをずっと聞いていまして、今までの自立支援協議会と今回一味違ったものになったというように感じました。計画が計画倒れにならず、また、絵に描いた餅にならないようにするためにこの自立支援協議会の役割が重要だと感じました。先ほどから話にあります量の部分と質の部分はどう両立していくかについては、非常に難しい問題ではありますが、このような場で話し合っていくことが非常に大切であります。電話が繋がらないという問題は、相談員の数が増えればいいのかという問題ではなく、ハード面の問題にも踏み込んでいかなければいけません。今後は、そのようなことも検証し、計画に反映できればと考えます。

(森長委員) 設置後、数年が経ち、この自立支援協議会が機能し始めていると感じています。計画の策定にあたっては、自立支援協議会の意見を聞くように努めることと定められましたので、今日の会議は大変重要だと思いますし、実態の中で少しずつ変わってきているように思います。先ほど基幹相談支援センターの話も出ましたが、自立支援協議会がどこにどう繋がって、何を役割分担していくのかというのは、この計画とは別の問題として具体的に必要だし、そのために部会を構成しているのだと思います。人材育成等々の話もありましたが、人材育成は、基幹相談支援センターの役割です。基幹相談支援センターが必要だということは、私なりに考えれば、包括的に相談支援事業所の職員のレベルアップを図るためだと思っています。相談支援専門員を養成するのは県の役割であり、県の役割としての相談支援専門員の養成を根本的に行うのは国の仕事です。春日井市の障がい者福祉という観点に立って、私を含めたこの協議会を構成する方々や部会が何を担っているのか明らかにすればよろしいかと思います。それをやればきちんと見えてくると思います。足りないものは何か明確になるような気がします。

(会長) ありがとうございます。一通り皆様のご意見を伺いますと、先ほどからあつた意見については、今回、即、自立支援協議会の意見とするのではなく、今後、我々の課題として検討していきましょうということによろしいでしょうか。ご異議ありませんか。

(異議の意見なし)

(会長) ありがとうございます。それでは、先ほど承認されました市への意見について、その取り扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。委員の方に承認されました1点目の「生活支援の現

状と課題について」、それから、2点目の「障がい者の相談支援について」の意見につきましては市に提出された自立支援協議会からの意見ということで、市としての考えを含めて文書で回答させていただきたいと思います。

(会長) 今回提出されます2つの意見以外にも委員の皆様から沢山の貴重なご意見をいただいております。それらのご意見につきましては事務局にお渡しして、その取り扱いを一任したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議の意見なし)

(会長) 異議なしということでよろしいでしょうか。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、先ほどの2点の意見とは違ひまして文書での回答はいたしません。貴重な意見として計画策定の参考とさせていただきたいと思います。

(会長) それでは、これで本日予定しておりました議題は全て終了しました。その他、事務局から何かございましたらお願いします。

(森長委員) その前に一つお伺いします。先ほど少し触れましたが、児童発達支援センターについては何か具体的な案があるのでしょうか。これから考えていかれるのであればそれでも構いませんので教えていただきたいと思います。

(事務局) 児童発達支援センターにつきましては、中間案の33ページ③のアに記載しております。今までの児童デイサービスは来年の4月から児童福祉法へ一元化され、児童発達支援センターやあるいは、この児童発達支援センター等の「等」の中には、厚生労働省令が定める機関ということで、今現在の児童デイサービスも入ると認識しております。森長委員から児童発達支援センターは現在あるのですか、あるいは、今後どのような予定ですかというご質問がありましたが、現在のところこの児童発達支援センターはございません。国から示されているものにつきましては、みなし規定として知的障がい児通園施設等が児童発達支援センターとしてみなされるという規定もあります。そうなりますと春日井市では、熊野町にあります恵泉館が該当してまいります。ただ、恵泉館が今後、例えば、児童発達支援センターとしての設置基準を満たし、児童発達支援センターを担っていくかどうかは、現時点では未定でございます。

この児童発達支援センターは、現時点で分かっている範囲内ですと、今、実施されている児童デイサービスや通所支援の事業にプラスして地域の障がい児の相談や保育所等訪問

支援として、保育園や小学校等で障がい児本人への支援やその支援者に対する支援を行っていくものと国から示されております。そのような機能を備えなければ、児童発達支援センターにはなれないことから、市としましては児童発達支援センターを中心に障がい児の具体的な支援についてどのように行っていくか、今後の検討課題の一つと認識しているところでございます。

(森長委員) ありがとうございます。先ほど自らが、ここにいるメンバーが何を担っていくのか明らかにしていくと申し上げました。特にこの児童発達支援センターと児童発達支援事業については、県が実施しております障がい児等療育支援事業との絡みもありますので、それによって私の役割に変化があります。児童発達支援センターの実施には、3年間の猶予がありますが、連携を取るために早い時期に何らかの市の方針を出していただければありがたいと思います。その他の事業についても同じことがいえると思います。そんなことを特に思って発言いたしました。ありがとうございます。

(会長) それでは、事務局から次回以降の会議の予定について説明をお願いします。

(事務局) 今年度につきしては、本日の会議をもって終了となります。来年度は、第1回を5月中に開催する予定です。

(会長) その他に委員から何かございませぬか。特にないようですので、これをもちまして第3回地域自立支援協議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

上記のとおり、平成23年度第3回春日井市地域自立支援協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び職務代理者が署名及び押印する。

平成24年5月24日

会長 向 文 緒
職務代理者 田代 波広